外国証券取引口座を開設しているお客様へ

外国証券取引口座約款の改訂に係る重要なお知らせ

外国証券取引口座約款の改訂（予定）により
2030年10月1日以降、外国株券等に係る配当金等は
支払開始日より5年を経過した時点で受け取れなくなります

◆ 外国証券取引口座約款の改訂内容

- 国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等※の配当金等（償還金等を含むすべての金銭）の支払手続において、決済会社が配当金等の支払開始日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。

※「外国株券等」とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント、外国株預託証券及び外国株式等を指します。

◆ 効力発生日（施行日）

- 2030年10月1日

※ 改訂後約款の効力発生日（施行日）より前の日を支払開始日として指定した配当金等についても適用します。

◆ 外国証券取引口座約款の改訂理由

- 決済会社である株式会社証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度（以下、「外株制度」といいます。）において、外株制度固有の取扱いの解消及び証券会社等の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等（実質株主が受領していない配当金等をいいます。）に除斥期間を設定する旨の改正が行われたことに伴う改訂となります。

※ このリーフレットは2025.07時点での株式会社証券保管振替機構・日本証券業協会・株式会社東京証券取引所からの通知情報を基に作成しています。

三木証券株式会社

◇商号等:三木証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号 ◇主な事業:金融商品取引業者
◇加入協会:日本証券業協会 ◇本店所在地:〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-1 msb Tamachi 田町ステーションタワーN20F
◇設立:昭和17年12月

「外国証券取引口座約款」の一部改訂について

（35 ページ）下線部分変更

正	誤
（配当金の処理） 第７条　（現行通り） ２～７　（現行通り） ８　配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から５年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。	（配当金の処理） 第７条　（省　略） ２～７　（省　略） （新　設）
（新株予約権等その他の権利の処理） 第８条　寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④　（現行通り） ⑤　第１号ａ、第２号及び第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号ａ並びに同条第２項から第５項まで及び第７項の規定に準じて処理するものとし、同条第８項の規定はその支払いについて準用します。	（新株予約権等その他の権利の処理） 第８条　（同　左） ①～④　（省　略） ⑤　第１号ａ、第２号及び第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号ａ並びに同条第２項から第５項まで及び第７項の規定に準じて処理します。
付　則（2025 年 10 月 1 日） １　この改正は、2030 年 10 月１日より施行する。 ２　改正後の第７条第８項（第８条第５号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第１号ａ、第２号及び第３号により売却処分した代金）についても適用する。	（新　設）
附　則 この改正は、2025 年 10 月 1 日から施行する。	